

山 梨 市 体 育 施 設
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 8 年 8 月

山 梨 市

目 次

1. 指定管理者募集の目的	1
2. 対象施設の概要	1
3. 管理運営の方針	1
4. 指定管理者が行う業務	2
5. 指定管理者が行う管理の基準	2
6. 指定の期間	4
7. 利用料金に関する事項	4
8. 指定管理に係る委託料に関する事項	4
9. 公募手続き	5
10. 指定管理者の候補者の選定	9
11. 募集から指定に至るまでの全体スケジュール	1 1
12. 指定管理者の候補者選定後の手続き	1 1
13. その他	1 3
14. 様式・添付資料（別添）	1 4
15. 問い合わせ先	1 4

山梨市体育施設指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の目的

山梨市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び山梨市民総合体育館設置及び管理条例（平成17年山梨市条例第99号）第15条、山梨市屋内温水プール設置及び管理条例（平成17年山梨市条例第103号）第13条及び山梨市牧丘B＆G海洋センター設置及び管理条例（平成17年山梨市条例第104号）第8条（以下「設置条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

本募集要項は「体育施設」の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2. 対象施設の概要

【山梨市民総合体育館】

- (1) 名 称：山梨市民総合体育館
- (2) 所 在 地：山梨県山梨市上石森701番地
- (3) 設 置 年 月：昭和59年3月
- (4) 設 置 目 的：市民の体育、スポーツの振興及び健康増進を図る
- (5) 施設の概要：別添「業務仕様書 2. 施設の概要」を参照

【山梨市屋内温水プール】

- (1) 名 称：山梨市屋内温水プール
- (2) 所 在 地：山梨県山梨市上石森665番地2
- (3) 設 置 年 月：平成11年3月
- (4) 設 置 目 的：市民の体育、スポーツの振興及び健康増進を図る
- (5) 施設の概要：別添「業務仕様書 2. 施設の概要」を参照

【山梨市牧丘B＆G海洋センター】

- (1) 名 称：山梨市牧丘B＆G海洋センター
- (2) 所 在 地：山梨県山梨市牧丘町窪平442番地の1
- (3) 設 置 年 月：昭和63年2月
- (4) 設 置 目 的：住民の健康及び青少年の健全育成並びに地域の連帯感の醸成を図る
- (5) 施設の概要：別添「業務仕様書 2. 施設の概要」を参照

3. 管理運営の方針

指定管理者は、山梨市民総合体育館設置及び管理条例施行規則（平成17年山梨市教育委員会規則第32号）、山梨市屋内温水プール設置及び管理条例規則（平成17年山梨市教育

委員会規則第34号及び山梨市牧丘B&G海洋センター設置及び管理条例規則（平成17年山梨市教育委員会規則第35号）（以下「設置規則」という。）並びに関係法令等を遵守し、体育施設の設置目的に沿った管理を行うこととし、特に次の事項に配慮してください。

- （1）利用者が各種施設をスポーツ、健康の維持増進に活用できるとともに、国内の各種スポーツ大会等が円滑に開催できるように管理運営を行うものとします。
- （2）体育施設を有効に活用しながら、市民の多様なニーズに応えた平等なサービスの提供、施設利用の促進を図るとともに、スポーツ普及や健康増進に関する各種事業を行うものとします。
- （3）体育施設及び備品を清潔かつその機能を正常に保持し、来場者の快適かつ安全な利用を常に図るとともに、スポーツ施設を国内大会等のニーズに対応できる水準に保持し、適正な管理と保守点検を行うものとします。

4. 指定管理者が行う業務

（1）業務の範囲

指定管理者が行う業務については、別添「業務仕様書 4. 指定管理者が行う管理業務等」を参照

（2）自主事業

自主事業とは、指定管理者が施設の利用促進やサービス向上のために自ら企画提案し実施する指定管理業務以外の業務のことをいいます。

- ① 指定管理者は、体育施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。なお、経費については、「指定管理業務による収支」と「自主事業による収支」を明確に区分し、収支計算書及び実績報告書を提出していただく必要があります。
- ② 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市の承認を受けるものとします。

（3）留意事項

- ① 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、教育委員会の承認を得た上で、第三者に委託し、請け負わせることは可能です。
- ② 教育委員会における業務の確認等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、法令、設置条例又は設置規則その他教育委員会の定めるところに従い、適正に指定管理業務を行う必要があります。ついては、次の事項を遵守してください。

なお、管理基準の詳細については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

(1) 休館日

山梨市民総合体育館及び山梨市屋内温水プールは次のとおりとします。

なお、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができます。

- ① 月曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日の日の翌日(その日が前号に規定する日に当たるときはその翌日)
- ③ 12月28日から翌年の1月4日まで(前号に掲げる日を除く。)

山梨市牧丘B&G海洋センターは次のとおりとします。

- ① 12月29日から翌年1月3日まで
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 前2号を除く毎週月曜日。月曜日が祝日と重なるときは、その翌日

(2) 利用時間

- ① 山梨市民総合体育館は、午前9時から午後10時までとします。
- ② 山梨市屋内温水プールは、午前9時から午後9時までとします。
- ③ 山梨市牧丘B&G海洋センターは次のとおりとします。
体育館 午前9時から午後10時まで
プール 午前9時から午後9時まで
入浴施設 午後1時から午後9時まで

(3) 個人情報の保護に関する事項

管理業務を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講じてください。

(4) 情報公開に関する事項

管理業務を通して取り扱う文書(電子データ、写真等を含む。)の情報公開については、別途締結する協定で定める措置を講じてください。

(5) 危機管理対応

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、山梨市(以下「市」という。)及び関係機関に速やかに通報すること。

また、危機管理体制を構築するとともに対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うとともに、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずるものとする。

(6) 関係法令等の遵守

管理運営を行うにあたって、指定管理者は、設置条例のほか関係法令等を遵守してください。

(7) 毎年度末までに次年度の業務計画書及び収支計画書を作成、提出し、市の承認を受けること

とします。

(8) 指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を作成し、30日以内に市に提出することとします。

(9) 前記に掲げるもののほか、市長が定める基準を遵守することとします。

6. 指定の期間

指定管理者が体育施設の管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間で予定しています。なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7. 利用料金に関する事項

(1) 指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。なお、利用料金収入実績については、別紙「年度別管理費一覧」のとおりです。

(2) 利用料金の額は、設置条例及び設置規則の規定に定める額の範囲内において、市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

8. 指定管理に係る委託料に関する事項

(1) 指定管理業務に要する経費の支払い

市は、指定管理者が業務を実施するために必要な経費として、予算の範囲内で年度ごとに指定管理に係る委託料（以下「指定管理料」という。）を支払います。指定管理料は、選定された指定管理者が提案した額を上限とし、市と指定管理者との協議により協定書で定めます。

指定管理料は、会計年度（4月1日から3月31日まで）ごとに支払います。支払い時期、支払方法等については、協定書で定めるものとします。

指定管理料の提案にあたっては、市が指定期間中に指定管理者に支払う指定管理料の総額を次の基準額以内としてください。

・基準額 271,852,000円（消費税及び地方消費税（相当額）を含む。）
(67,963,000円×4年)

なお、指定管理料については、次の事項に留意してください。

① 山梨市が支払う指定管理料に含まれるものは、以下のとおりです。

(ア) 人件費（給料、賃金、諸手当等）

(イ) 管理費（光熱水費、修繕費（大規模なものを除く）、業務委託料（施設保守点検・法定点検等）、原材料費等）

(ウ) 事務費（報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、租税公課費等）

(エ) その他指定管理業務のための経費

② 年度毎の基準価格は消費税及び地方消費税（相当額）を含んだ額となります。

③ 基準額を超えた指定管理料の提案があった場合は、失格となります。

④ 指定管理料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

⑤ 自主事業に係る費用については、指定管理料の対象としません。

(2) 指定管理業務に要する指定管理料の精算

指定管理者が、教育委員会に示した水準どおりに指定管理業務を確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減などがあっても指定管理料の精算は行ないません。

ただし、当初計画の想定を超える大幅な収支の増減があった場合には、市と指定管理者で協議の上、指定管理料を変更できることとします。

(3) 施設の修繕費について

指定管理期間中における施設の修繕については次のとおりとし、指定管理料を算出してください。

- ① 小規模（軽微）な修繕は、指定管理者が行うものとし、その費用は指定管理料に含まれるものとします。
- ② 小規模（軽微）な修繕は、見積額が1件につき30万円（消費税及び地方消費税（相当額）を含む。）未満のものとします。
- ③ 小規模（軽微）な修繕の範囲を超える額の修繕にあつては、教育委員会の判断において対応します。

(4) 会計の区分

指定管理者は、指定管理に伴う管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して行う必要があります。

また、団体自体の口座とは別の管理業務専用の口座を設け、管理業務の実施に係る支出及び収入を適正に管理することとします。

9. 公募手続き

(1) 資格要件

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であつて次の条件を満たすものとします。

- ① 次のいずれかに該当する法人等でないこと。
 - (ア) 法人の役等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - A) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されない未成年者
 - B) 破産者で復権を得ないもの
 - C) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
 - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により山梨市における一般競争入札の参加を制限されているもの
 - (ウ) 国税、地方税に未納があるもの

- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないもの
 - (オ) 山梨市暴力団排除条例（平成26年山梨市条例第26号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団員等を構成員とする団体
 - (カ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた日から2年を経過しないもの
 - (キ) 宗教活動・政治活動を利用目的とするもの
- ③ 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。
- (ア) 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
 - (イ) 共同体の構成員は、単独で又は他の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
 - (ウ) 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。
- ④ 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
- (ア) 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書、実現性を証明する資料を提出すること。
 - (イ) 山梨市議会における指定管理者の指定の議決（令和8年12月議会を予定）までに、法人登記簿謄本又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

（2）募集要項等の配布

- ① 配布期間：令和8年8月10日（月）から令和8年9月11日（金）まで
平日 午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所：山梨市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興担当
〒405-8501 山梨市小原西843番地
電話 0553-20-1503
メールアドレス shogaigakushu@city.yamanashi.lg.jp
※山梨市ホームページ (<http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp>) から
も募集要項をダウンロードできます。

（3）指定申請書類等

申請に当たっては、次の指定申請書類等（以下「申請書類」という。）を提出するものとします。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 山梨市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 申請ができる団体の資格を有していることを証する書類（任意様式）
 - ・市県民税、国税の納税証明書（前事業年度分）など
- ③ 山梨市体育施設指定管理業務事業計画書（様式第2号）
 - ・指定を受けようとする指定期間4年間における計画書

※施設の運営については年度ごとに作成

④ 山梨市体育施設指定管理業務収支予算書（様式第3号）

・指定を受けようとする指定期間4年間における収支予算書

※年度、施設ごとに作成

⑤ 法人等の経営状況を説明する書類

・法人の決算関係書類（過去3事業年度分の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又は、これらに準ずる書類）など

⑥ 法人等の概要を確認できる書類

・法人等の概要（様式第4号）

・定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類（任意様式）

・法人の登記事項証明書（原本）あるいは登記簿謄本及び印鑑証明書（提出日前3か月以内に交付されたもの）

・法人等の役員名簿及び履歴書

・法人等の組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

・共同体の構成員表及び共同体で応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項及び出資割合

⑦ その他市長が必要と認める書類

（４）申請書類の提出

申請書類の提出については、次のとおりとします。

① 受付期日：令和8年9月24日（木）午前9時から9月30日（水）午後5時まで

② 提出部数：10部（正本1部、副本8部、電子データ化したもの1部（PDFファイル形式とします））

※原本のみ押印し、写しには原本証明をしてください。

③ 提出形式：書類は原則として全てA4版（印刷の向き：縦、文字方向：横書き）で作成のうえ、A4縦型フラットファイルに左綴じで提出してください。正本、副本ともに目次・ページを付け、インデックスで書類名を示してください。表紙には上段に「山梨市体育施設指定管理者申請書」、下段に「〇〇〇（法人等の名称）」と記入してください。

④ 提出方法：提出部数10部を提出場所へ持参してください。

郵送等による提出は受理しませんので、ご注意ください。

⑤ 提出場所：山梨市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興担当

〒405-8501 山梨市小原西843番地

電話 0553-20-1503

(5) 現場説明会

次のとおり、現場説明会を開催します。

- ① 日 時：令和8年8月31日（月） 午前9時から午後5時まで
- ② 場 所：山梨市民総合体育館（山梨市上石森701番地）
山梨市屋内温水プール（山梨市上石森665番地2）
山梨市牧丘B&G海洋センター（山梨市牧丘町窪平442番地1）
- ③ 参加人数：各団体2名以内とします。複数の団体で共同事業体を組む場合にあつては、各構成団体につき2名以内とします。
- ④ 申込方法：令和8年8月19日（水）午後5時までに、問い合わせ先まで
電子メール又はファクシミリにてお申込みください。
- ⑤ そ の 他：当日は現地集合、現地解散としますので、移動手段は各自で確保してください。
市民総合体育館は現在改修中の為、ヘルメットを持参してください。また、工事中の為、現場を見ることが制限されている場合があることをご承知おきください。
現場説明会での質問に対しては、可能なものはその場で回答することとし、確認が必要な事項については、後日回答いたします。

(6) 質問書の受付及び回答

募集要項等及び施設に関する質問は、以下のとおり受け付けます。

- ① この要項に関する質問は、質問書（様式第5号）により行うものとし、問合せ先へ持参又は送付（電子メール・ファクシミリ可）してください。電話、口頭による質問は受け付けません。
- ② 質問書の受付期日は、令和8年9月4日（金）午後5時までとします。
- ③ 質問に対する回答は、令和8年9月11日（金）までにファクシミリで行います。
質問及び回答は、生涯学習課で閲覧に備えます。

(7) 留意事項

- ① 教育委員会から提出書類の補正を指示されたなどの場合を除き、いったん提出された書類の内容を変更することはできません。
- ② 提出された書類は、返却しないものとします。
- ③ 教育委員会が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討が目的内であっても、市の承認を得ることなく第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じるものとします。
- ④ 申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- ⑤ 申請に当たっての費用は、申請団体の負担とします。
- ⑥ 申請書等の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、教育委員会は、指定管理者の選定事務及び決定の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるも

のとします。

⑦ 申請後に辞退する場合は、指定管理者指定申請取下届（任意様式）を提出していただくことになります。

⑧ 提出書類一式は、一部（個人情報、知的財産とみなされる事項等）を除き、山梨市情報公開条例（平成17年山梨市条例第17号）により開示請求の対象となります。

10. 指定管理者の候補者の選定

（１）選定方法及び審査の基準

指定管理者の候補者の選定は、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年山梨市条例第239号。以下「指定手続条例」という。）第4条各号に定める次の選定基準により行うものとします。

山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（選定方法及び選定基準）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （１）市民の平等な利用が確保されること。
- （２）事業計画等の内容が、当該事業計画書等に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- （３）事業計画等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- （４）前3号に掲げるもののほか、市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること。

指定管理者の候補者の選定は、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年山梨市規則第138号）により設置された山梨市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

（２）審査項目及び配点

審査基準（審査の項目及び審査配点）は、次の表のとおりです。

審査項目	審査内容	配点
（１） 管理運営に 関する事項	申請者の財務状況が施設の管理を行ううえで十分なものか	20
	施設管理に必要な人材配置がされているか	15
	施設の管理運営にかかる経費の内容は適切か	15
	施設の防犯・防災対策は適切か。また、緊急時の対策は適切か	10
	個人情報の保護は適切か	10
（２） 事業実施に	事業計画に施設の設置目的が反映されており、内容が具体的・現実的であるか	20

関する事項	収支計画は事業計画との整合性が図られており、実現可能であるか	1 5
	管理経費の縮減が図られているか	1 5
	効率的な運営が工夫されているか	1 0
	利用者の増加を図るための具体的手法と効果が示されているか	1 0
	利用者へのサービス向上が図られているか	1 0
	地域と連携する具体的手法と効果が示されているか	1 0
(3) サービス 提供体制に 関する事項	利用者の平等性が確保されているか	1 0
	利用者ニーズの把握が適切に行われているか	1 0
	高齢者・障害者の利用への配慮がされているか	1 0
	トラブル、苦情処理に適切に対応できるか	1 0

【評価の基準】

① 評価点は次により算出します。

審査内容ごとにA～Fの評価をつけ、配点に対する係数を乗じて算出します。

A：特に優れている B：優れている C：普通 D：やや不十分 E：不十分 F：不良

② 評価点計算方法

A：配点×1.0 B：配点×0.8 C：配点×0.6 D：配点×0.4 E：配点×0.2

F：配点×0（点数なし）

③ 集計方法

各選定委員の評価点を項目ごとに合計し、それを選定委員の人数で除した点数（平均値）をその項目の評価点とします。

④ 失格要件

- ・ 評点の合計が6割に満たない場合
- ・ 評価内容のいずれかにおいて、選定委員が一人でも「F：不良」と評価した場合

⑤ 得点が同点となった場合

評価点が最も高い団体が複数のときは、次の順序により比較し、順位をつけることとします。

A) 審査項目「事業実施に関する事項」のうち審査内容「事業計画に施設の設置目的が反映されており、内容が具体的・現実的であるか」について各委員の評価点が最も高い団体

B) 各委員の評価のうち、「A:最も優れている」と「B:優れている」の数が最も多い団体

(3) 審査の実施

- ① 申請団体が3団体を超えた場合は、一次審査を行い、上位3団体を選定します。なお、申請団体が3団体を超えない場合は、一時審査は行わず、二次審査で全ての申請団体を審査します。一次審査の結果は、9月中旬までの予定で申請者に文書で通知します。

- ② 一次審査で選定された団体は、提出した提案内容に基づき、選定委員会においてプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの後、事業計画書の内容等に関する質疑応答を行います。日程は、一次審査通過者にお知らせします。

プレゼンテーションの際に機器を使用される場合は、プロジェクター及びスクリーンは市で用意しますので、事前に申し出てください。その他の危機は、申請者にて用意してください。なお、二次審査への出席者は各団体2名以内とし、必ず出席してください。

(4) 指定管理者の候補者の決定

選定委員会委員が選定基準表に基づいて審査した評価点の合計及び選定委員会の意見をもとに、市において総合的な見地から最も適当と認める申請団体1者を指定管理者の候補者として決定します。

(5) 申請団体が1者の場合の取扱い例

申請団体が1者のみの場合でも、以下の場合には選定を行わず、再公募を行うものとします。

- ①審査基準の配点において、審査配点の合計点の平均が6割（120点）に満たない場合。
- ②審査内容の配点において、選定委員が1人でも0点をつけた場合。

11. 募集から指定に至るまでの全体スケジュール

期日・期間	内 容
8月10日～9月11日	募集要項等の配布期間
8月10日～9月4日	質問書の受付期間
8月31日	現場説明会の開催
9月4日	質問書の受付終了
9月11日	質問書の回答期限
9月24日～9月30日	申請書受付期間
以下のスケジュールは流動性があるため、確定次第公表・通知するものとします	
10月下旬	山梨市公の施設指定管理者選定委員会の開催
10月下旬	申請団体への選定結果の通知
12月	指定管理者の指定議案議決（12月議会）
12月	指定管理者の指定通知・告示
1月～3月	協定の締結
4月	指定管理業務開始

12. 指定管理者の候補者選定後の手続き

(1) 選定結果の通知

候補者の選定結果は、全ての申請団体に対して文書で通知します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、山梨市議会の議決が必要です。令和8年山梨市議会12月定例会において議会の議決を経たのち、選定された指定管理者の候補者を山梨市体育施設の指定管理者として指定する予定です。

なお、指定については、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条の規定により、指定者あてに書面で指定の通知をするとともに、指定手続条例第5条によりその旨を告示します。

(3) 留意事項

- ① 指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- ② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - (イ) 協定内容について、相互の合意に至らなかったとき。
 - (ウ) 資金事業の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
 - (エ) 社会的信用を著しく損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で指定期間中における基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとします。

【基本協定の主な内容（予定）】

- ① 業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
 - ② 遵守事項
 - ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
 - ④ 業務計画書及び業務報告書に関する事項
 - ⑤ 指定管理者納付金及び利用料金に関する事項
 - ⑥ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
 - ⑦ 施設等の引渡し及び管理業務の引継ぎに関する事項
 - ⑧ 指定期間満了以前の指定の取り消しに関する事項
 - ⑨ 権利義務の譲渡の制限に関する事項
 - ⑩ 個人情報保護、情報公開、行政手続等に関する事項
- ※指定管理者がグループ応募の場合には次の事項が追加となります。
- ⑪ 構成員による権利義務の譲渡の制限に関する事項
 - ⑫ 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項

- ⑬ 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
- ⑭ 構成員の脱退に対する措置に関する事項
 - ※複数の会社が指定管理者の業務を行うため、新たな会社を設立した場合には次の事項が追加となります。
- ⑮ 事務所の所在地、株主及びその持分割合等を変更する場合の事前協議に関する事項
- ⑯ 株式の譲渡及び新株発行に関する承認に関する事項

【年度協定の主な内容（予定）】

- ① 業務に関する基本的事項
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ その他

13. その他

（１）業務の開始準備

指定管理者に指定された者は、指定管理業務の開始までに、教育委員会（現指定管理者を含む）との引継ぎを含めた業務の開始準備が必要となります。詳細は、教育委員会（現指定管理者を含む）との協議により決定しますが、業務の開始準備に要する経費等は新たに指定管理者に指定された者の負担となります。

また、市議会において、指定議案が否決された場合、それまでに指定管理者に指定された者が負担した業務の開始準備に要する経費等は補償しません。

（２）緊急事態等発生時の対応

指定管理者は、緊急事態等が発生した場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対してその旨を速やかに通報するものとします。

また、震災等の大規模災害の発生した又は発生するおそれがある場合は、体育館及び駐車場・軽スポーツ広場は災害等発生時における各主要な施設として位置づけられているため、有事の際は速やかに市の指示に従うとともに、山梨地域防災計画の定めるところにより積極的な支援を行うこととします。

このほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

（３）管理業務の継続が困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとする。その場合は、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

- ② 市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。また、この場合における指定の取消しによって発生する損害等の負担についても、双方の協議の上、決定するものとします。

- ③ 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めることとします。

(4) 管理状況の監査等

① モニタリングの実施

指定管理者が協定等に従って、適正かつ良好な施設の管理運営を行っているかどうかをチェックするため、定期的なモニタリングを実施します。また、必要に応じて各業務の遂行状況を随時確認するものとします。モニタリングの結果、仕様書や事業計画書に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合には、教育委員会は改善等のために必要な勧告、指示等を行うものとします。

② 監査の実施

指定管理業務は、法に基づき、監査の対象となります。山梨市監査委員等が事務の監査等を行う必要があると認める場合は、指定管理者に対して帳簿・書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(5) 留意事項

- ① 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。この場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者の指定の取消後、第2順位、第3順位の法人等と、指定管理候補者として協議を行うことがあります。

- ② 新たに法人等を設立する場合には、指定管理者の選定後速やかに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出してください。
- ③ 応募者は、選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- ④ 提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、ご承知のうえ応募してください。

14. 様式・添付資料（別添）

- （１）山梨市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第１号）
- （２）山梨市体育施設指定管理業務事業計画書（様式第２号）
- （３）山梨市体育施設指定管理業務収支予算書（様式第３号）
- （４）団体の概要（様式第４号）
- （５）山梨市体育施設指定管理者募集に関する質問書（様式第５号）
- （６）山梨市体育施設指定管理者業務仕様書（別添）

15. 問い合わせ先

〒405－8501 山梨県山梨市小原西843番地

山梨市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興担当

電話：0553－20－1503

FAX：0553－23－2800－5057

メールアドレス：shogaigakushu@city.yamanashi.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp>

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

山 梨 市 長 様

申請者 所 在 地

名 称

代表者職・氏名

⑨

山梨市公の施設に係る指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする公の施設の名称

山梨市民総合体育館

山梨市屋内温水プール

山梨市牧丘B&G海洋センター

2 関係書類の名称

(1) 管理運営に係る事業計画書(様式2)及び収支予算書(様式3)

(2) 団体の概要(様式第4号)

(3) 関係書類

様式第2号

山梨市体育施設指定管理業務事業計画書

申請年月日 令和 年 月 日			
団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	
所 在 地			
電 話 番 号		FAX 番号	
E - m a i l			
現在運営している又は 過去に運営したことがある類似施設名	所 在 地	主な業務内容	運 営 期 間
団 体 の 理 念			
1 団体の経営方針等			
2 指定管理者に申請した理由			
3 施設の現状に対する考え方及び将来展望			

【管理運営を行うに当たっての経営方針】

【施設の運営について】…………… 年度ごとに作成

- 1 効率的な運営の工夫
- 2 管理経費の縮減が図られているか
- 3 利用者の増加を図るための方策
- 4 サービスを向上させるための方策
- 5 地域と連携、他の施設との連携
- 6 施設を適正に維持管理するための方策

【運営体制および組織について】

1 職員の配置

※指揮命令系統がわかる組織図、雇用関係、勤務体制、業務内容、資格等

2 職員研修計画

3 経理関係

【危機管理体制】

1 防犯、防災について

2 その他、緊急時対応について

【個人情報の保護について】

【サービスの提供について】

- 1 平等性の確保
- 2 ニーズの把握
- 3 高齢者・障害者の利用への配慮
- 4 トラブル、苦情処理への対応

様式第3号

山梨市体育施設指定管理業務収支予算書（令和 年度）

年 月 日から 年 月 日まで

1 収 入

（単位：千円）

収入項目	金 額	積 算 内 訳	備 考
収入合計（A）			

2 支 出

（単位：千円）

支出項目	金 額	積 算 内 訳	備 考
支出合計（B）			
収支（A）－（B）			

様式第4号

団 体 の 概 要

団 体 の 種 別	
団 体 の 名 称	
団体の所在地	
資 本 金 又 は 基 本 財 産	千円
職 員 数	人
実 績	※類似業務の運営実績（施設名称、面積、管理運営概要、期間）などについて記載してください。

※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

様式第5号

山梨市体育施設指定管理者募集に関する質問書

山 梨 市 長 様

(申請者)
所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

質問の内容